

川島町 番号法(制度概要)研修

平成26年12月10日
株式会社ぎょうせい

社会保障・税番号制度関連四法の成立、公布

【平成25年5月24日成立・31日公布】

- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(マイナンバー法)**
→行政機関等の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野の情報を照合し、これらが同一の者に関するものであるかどうかを確認することができる情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、これらの者に対し申請等の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手続その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるもの。
- **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)**
→行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、三十六の関係法律の規定の整備等を行うため、所要の措置を定めるもの。
- **地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)**
→地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。
- **内閣法等の一部を改正する法律(平成25年法律第22号)(政府CIO法)**
→内閣官房における情報通信技術の活用に関する総合調整機能を強化するため内閣官房に特別職の国家公務員として内閣情報通信政策監を置くとともに、内閣情報通信政策監を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の本部長に加える等の措置を講ずるもの。

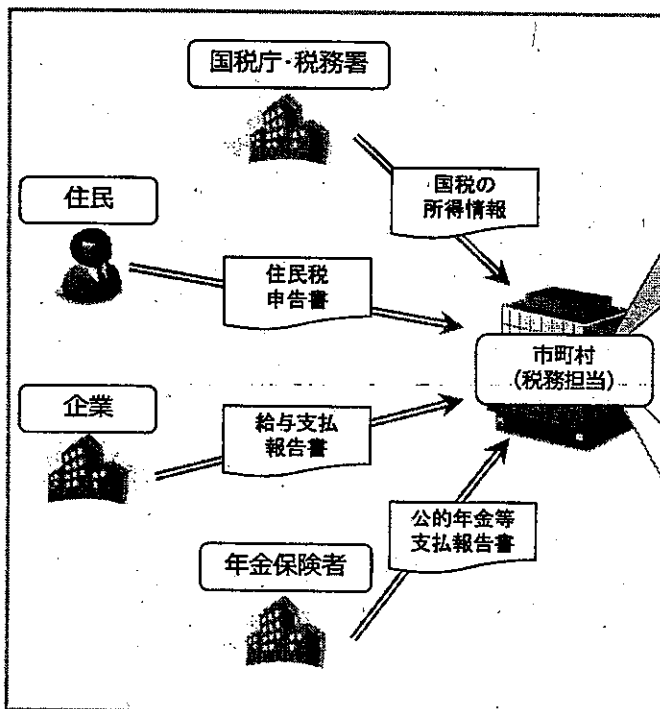
用語の定義

用語	定義
個人情報	生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
保有個人情報	行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）に記録されているものに限る。
個人番号	住民票コードを交換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの。12桁。通称はマイナンバー。
個人情報ファイル	保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
特定個人情報保護評価(PIA)	特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。評価実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合は、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、基礎項目評価書、重点項目評価書又は全項目評価書において自ら宣言するものである。

2

個人番号の利用例(別表1)

所得情報をより正確かつ効率的に把握できるようになります。



現状

各機関から提出される資料を、「氏名・住所など」をキーとして、名寄せを行っている。

同姓同名の者がいたり、年度途中に引っ越しを行った者がいたり、同一人であることの識別に手間がかかり、正確かつ効率的な名寄せが困難。

番号導入

今後

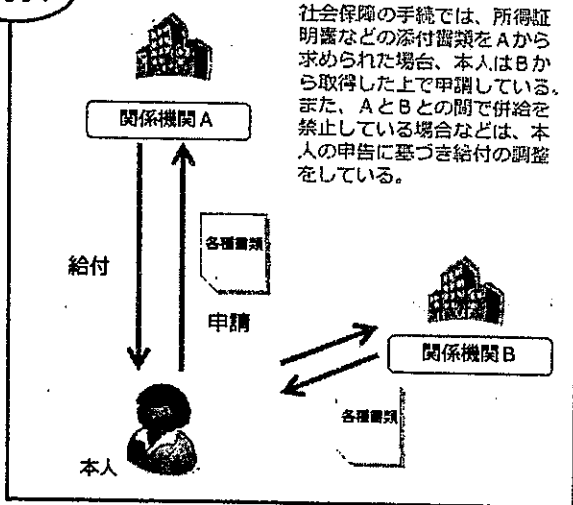
各機関から提出される資料に記載されることとなる「個人番号」をキーとして、名寄せを行う。

個人番号は唯一無二のものであり、同一人であることを確実に識別することができるので、正確かつ効率的な名寄せが可能。

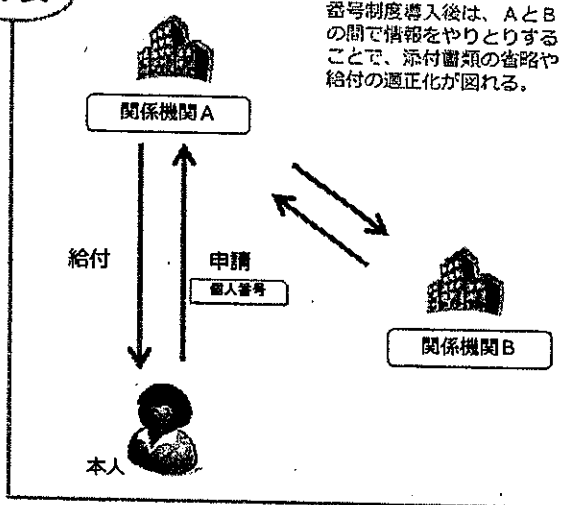
3

個人番号の利用例(別表2・情報連携)

現状



今後



① 所得証明書等の添付省略

→国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

② 住民票の添付省略

→未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

4

社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

5

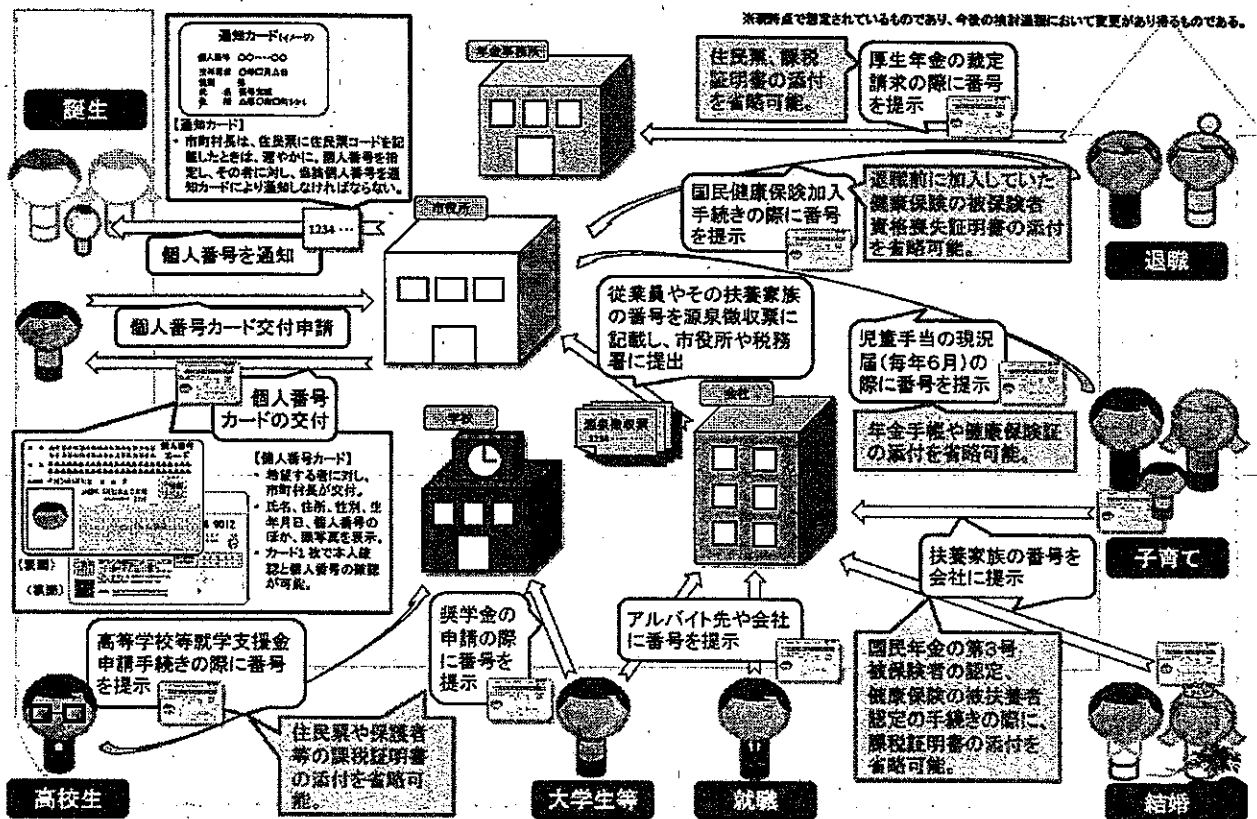
個人番号の利用範囲

別表第一(第9条関係)

社会保障分野	年金分野	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
	税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、課税等に記載、当局の内部事務等に利用。
	災害対策分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。 ⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。

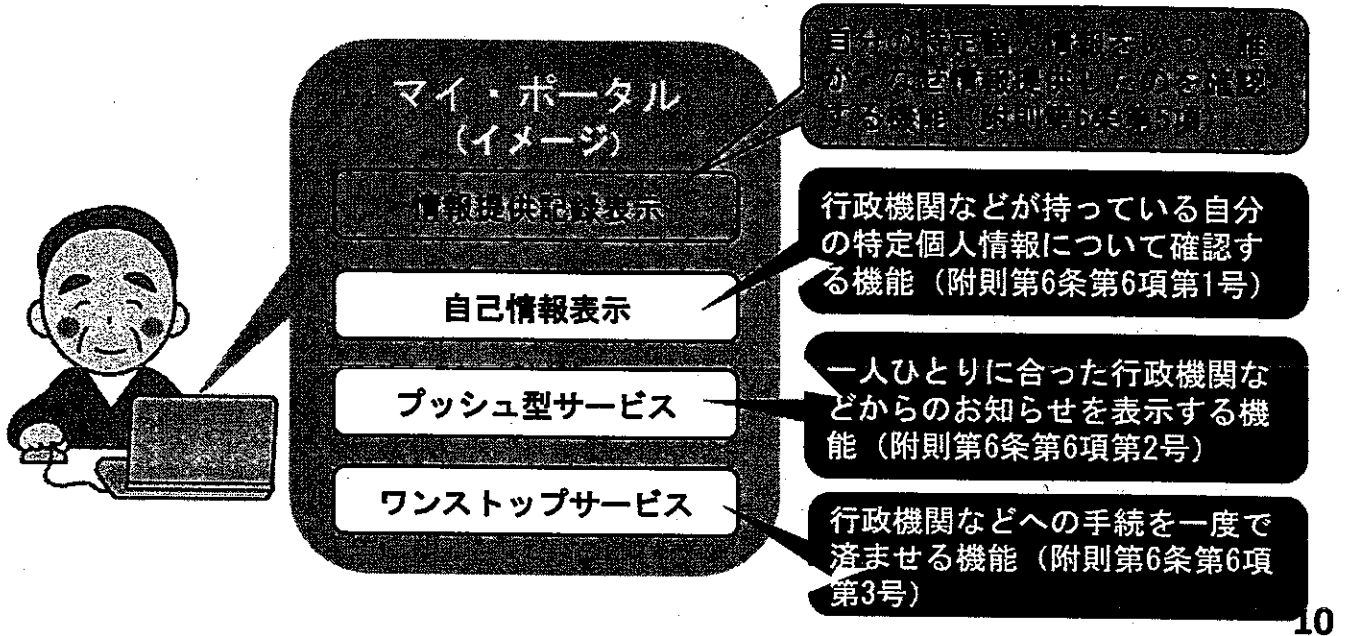
⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

個人番の利用例について



マイ・ポータル

- ・政府は、法律施行後1年を目途として、
情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)を設置する。
(番号法附則第6条第5項)



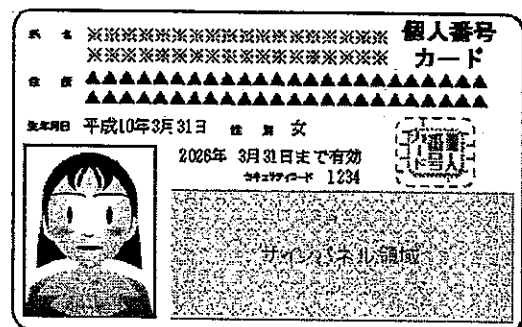
10

個人番号カード

市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)

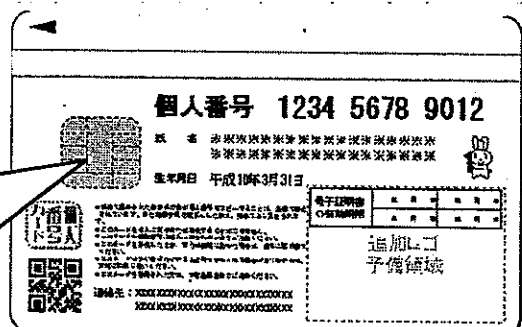
- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

個人番号カードの様式(表)



(表面)

個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。(第2条第7項)



(裏面)

11

個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として

○個人番号を証明する書類として個人番号カードを提示

○所得把握の精度向上
○公平・公正な社会を実現

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

券面

各種行政手続のオンライン申請

○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

○行政の効率化
○手紙を置れによる損失の回避

マイポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

電子証明書

本人確認の際の公的な身分証明書として

なりすまし被害の防止

○個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
○金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面

各種民間のオンライン取引/口座開設

○インターネットにおける不正アクセスが多発
一公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

電子証明書

付加サービスを搭載した多目的カード

■市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
■国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中

将来的には様々なカードが個人番号カードに一元化

券面

コンビニなどで各種証明書を取得

○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

○住民の利便性向上
○市町村窓口の効率化

現在、約90市町村(国民の約1割強)が利用できる。アンケート調査によると、今後、約700弱の市町村が導入予定(国民の約7割)。

電子証明書

地方公共団体における番号制度導入スケジュール(想定例)

	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
番号制度(国)	政治令等の整備		H27.10	H28.1 付番・通知	
システム	別表第一、第二の事務、情報を定める主務省令の制定	情報提供ネットワークシステム 設計・開発・テスト	H28.1	個人番号の利便開始、個人番号カードの交付	情報連携開始
保護評価	情報保護評価の準備	情報保護評価の実施・実施後のチェック			
条例	個人情報保護関連条例の見直し検討	条例の改正			
	個人番号独自利用事務の検討	条例の制定			
	個人番号カードの独自利用の検討	条例の制定			
	地方公共団体内の他の機関との情報連携の検討	条例の制定			
給与共済			給与支払・共済関係事務への対応		
研修			職員研修		
広報		住民への番号制度に関する周知・広報			
体制	主管課決定 関係課先出 PT等設置	主管課設置	番号制度導入による組織体制の整備		
			番号制度導入による業務の見直し		

社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

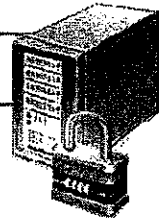
- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用（例：いわゆる成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施（番号法第2条第14号）
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施
- ⑤ 公的個人認証の活用

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）



特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを意旨とするもの。

評価の目的

- 番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

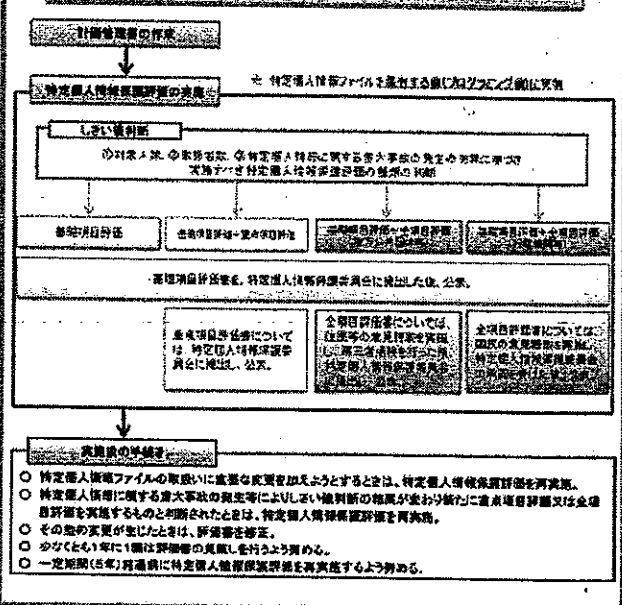
評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
 - ② 地方公共団体の長その他の機関
 - ③ 独立行政法人等
 - ④ 地方独立行政法人
 - ⑤ 地方公共団体情報システム機構（平成26年4月1日設置）
 - ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者（健康保険組合等）
- 上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員的人事、給与等に関する記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価の流れ



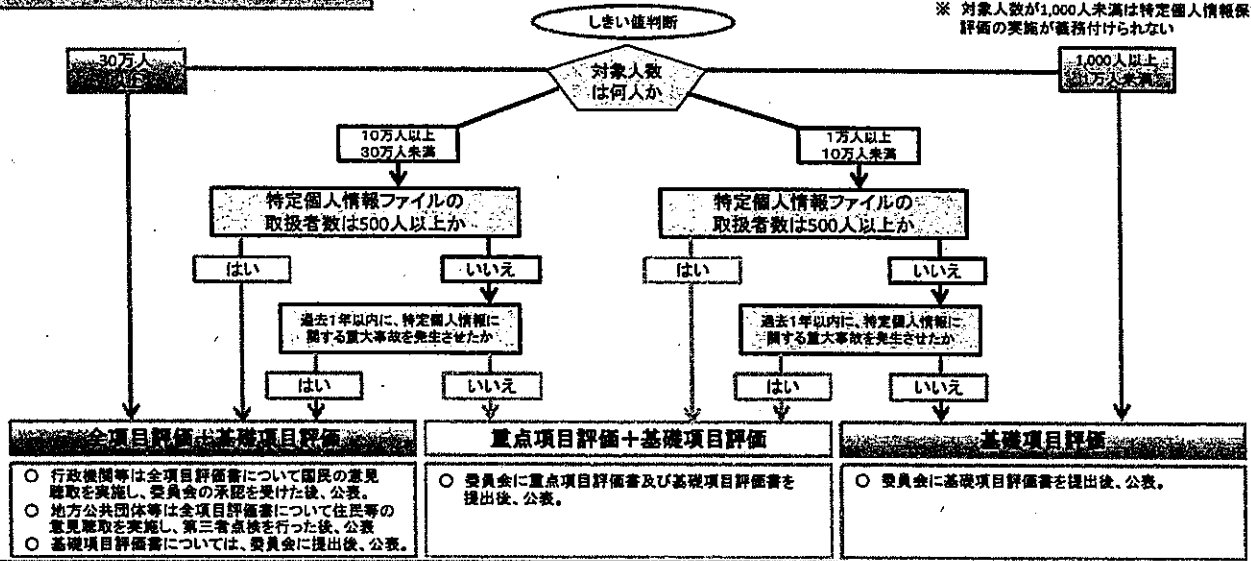
特定個人情報保護評価の流れ

特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
- 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施

※ 対象人数が1,000人未満は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない



実施後に必要となる手続き

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- その他の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

特定個人情報保護評価書の様式(基礎項目評価)

様式2

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
発行年度	
評価実施機関名	
公表日	

I 関連情報

1 特定個人情報ファイルの取扱いに関する情報	
1-1 取扱いの目的	
1-2 取扱いの範囲	
2 特定個人情報ファイル名	
3 個人識別の氏名	
4 氏名以外の個人識別情報	
5 取扱いの期間	
6 取扱いの場所	
7 取扱いの担当者	
8 取扱いのシステム	
9 取扱いのセキュリティ	
10 特定個人情報保護の自己点検・検証の実施状況	
11 取扱いの責任者	
12 取扱いの責任者の連絡先	

II しきい値判断項目

1 対象人数	
対象人数が1,000人以上か	はい/いいえ
2 取扱者数	
特定個人情報ファイルの取扱者数が500人以上か	はい/いいえ
3 重大事故	
過去1年以内に、特定個人情報に関する重大事故を発生させたか	はい/いいえ
II しきい値判断結果	
しきい値超過の有無	

番号制度における自治体の役割

個人番号の指定者 自治体の役割者	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号の指定・通知・変更 通知カードの郵送 個人番号カードの交付 	
	番号法に規定された事務 (番号法第9条第1項・別表第一)	個人番号利用事務
独自事務(番号法第9条第2項・条例)		
庁内連携(番号法第9条第2項・条例)		
特定個人情報の利用者	法令に基づく届出・手続等 (番号法第9条第3項)	個人番号関係事務
	使用者としての手続等	
特定個人情報の連携者	同一団体の同一機関内	庁内連携 (番号法第9条第2項)
	同一団体の他の機関間	番号法第19条9号
	他の団体・行政機関など	番号法第19条
	情報提供ネットワークシステム	番号法第19条第7号
	国税・地方税連携	番号法第19条第8号
	その他	番号法第19条各号
	利用者・受用者	<ul style="list-style-type: none"> 給与に関する法定調書 社会保障手続

番号制度導入後の自治体の個人情報

法体系

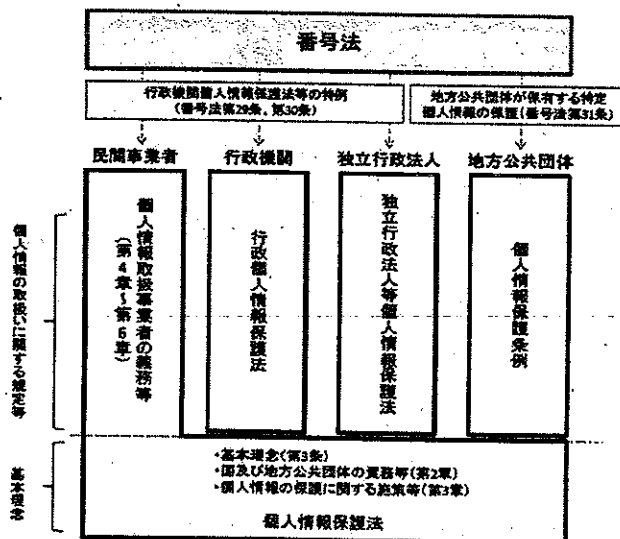
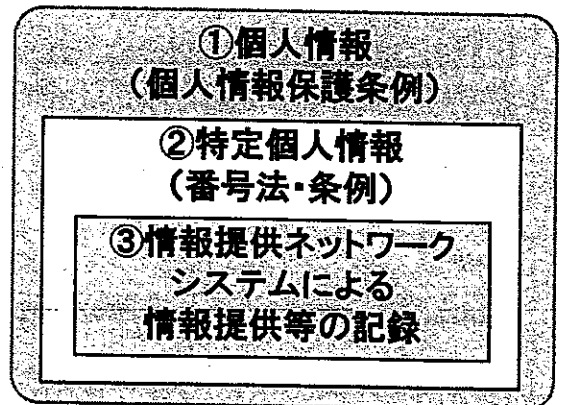


図 3.2-3 個人情報の保護に係る法律と番号法との関係性

番号法施行後の個人情報の位置づけ



「個人情報」に加え「特定個人情報」が規定されることから、地方公共団体における個人情報の取扱いに違いが生じる。

個人情報保護制度の求める適正管理

<p>一般的制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保管等は、所掌する事務事業の目的達成に必要な範囲内で行う。 ■思想・信条等センシティブ情報の原則収集禁止
<p>収集制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■収集目的の明確化 ■本人収集の原則
<p>目的外利用・外部提供の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■目的外利用(実施機関内で収集目的を超えての利用)の原則禁止 ■外部提供(実施機関以外のものに提供)の原則禁止
<p>個人情報取扱事務の届出・公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報を保有する場合は、あらかじめ事務の内容を届出(登録)しなければならない。

20

川島町個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いについての基本事項を定めるとともに、町の実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の情報を保護し、もって町民の基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う町長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (3) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (4) 町民 町内に住所を有する者及び町内に住所を有しないが、実施機関において個人情報の保管等が行われている者をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体(国、県及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (7) 保有個人情報 公文書に記録されている個人情報を用いるものをいう。
- (8) 個人情報ファイル 実施機関の保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するため特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ 前記アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系化したもの
- (9) 個人情報の開示 実施機関が、この条例の定めるところにより公文書に記録された個人情報を閲覧、視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

21

(収集等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要かつ最小限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項の個人情報の収集等をしてはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
- (3) 犯罪に関する事項

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる事項に関する個人情報を収集等することができる。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、川島町情報公開及び個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、職務執行上特に必要があると認めるとき。

(収集等の業務の届出等)

第7条 実施機関は、個人情報の収集等に係る業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報の収集等の目的
- (3) 個人情報の記録の対象者
- (4) 個人情報の記録の内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報の収集等に係る業務を開始、変更又は廃止した日以後において当該届出をすることができる。

4 町長は、前3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を審議会に報告するとともに、その内容を公表するものとする。

川島町個人情報保護条例

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定により、個人情報を収集したときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めたときは、この限りでない。

24

川島町個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報の収集等の目的の範囲を超える個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)及び当該実施機関以外の者への個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (6) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、当該保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 目的外利用等をした個人情報の記録の名称
- (2) 目的外利用等をした理由
- (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

3 実施機関は、第1項第4号、第5号、第6号又は第7号の規定により、目的外利用等をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めたときは、この限りでない。

25

川島町個人情報保護条例施行規則

様式第1号(部分抜粋)

個人情報取扱事務届出書

年 月 日

個人番号法に基づく事務の名称						
個人番号法の収集の目的						
個人番号法の記録の名称	戸籍事項等	経歴証力等	社会生活等	法定財産等	心身状況等	その他
	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 出生地 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 職歴	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 社会的状況 <input type="checkbox"/> 社会的状況 <input type="checkbox"/> 社会的状況 <input type="checkbox"/> 社会的状況	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 負債 <input type="checkbox"/> 負債 <input type="checkbox"/> 負債 <input type="checkbox"/> 負債	<input type="checkbox"/> 障害状況 <input type="checkbox"/> 障害状況 <input type="checkbox"/> 障害状況 <input type="checkbox"/> 障害状況 <input type="checkbox"/> 障害状況 <input type="checkbox"/> 障害状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 健康状態
個人番号法の対象者の範囲						
個人番号法の収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (<input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> 関係者 <input type="checkbox"/> 関係者)					
収集の時期	<input type="checkbox"/> 随時 <input type="checkbox"/> 定期 ()					
記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 音声 <input type="checkbox"/> 画像 <input type="checkbox"/> その他 ()					
記録管理の形態	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> オンライン <input type="checkbox"/> 混合 ()					
事務の開始年月日	年 月 日	個人番号法取扱事務				
例 号	例 号 ()					
備 考	届出番号					

(注) □のある欄は、該当する事項の欄に「シ」を付けて下さい。

様式第2号(部分抜粋)

個人番号法に基づく事務の届出書

年 月 日

個人番号法に基づく事務の名称		
届出の区分	<input type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 新記録	
目的外利用等に関する事項		
目的外利用等をした個人番号法の記録の名称	1	2
	3	4
	5	6
	7	8
目的外利用等をした理由		
目的外利用等の種類	<input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 公表	
	<input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> 調査会	
目的外利用等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
外部委託先等の名称(団体名)		
個人番号法取扱事務の届出番号	届出番号	届出番号
個人番号法取扱事務の届出番号		
例 号	例 号 ()	
備 考	電話連絡(内線)	

(注) □のある欄は、該当する事項の欄に「シ」を付けてください。

マイナンバー導入に伴う個人情報保護制度の再整備

強力な個人識別力を有するマイナンバーの導入に伴い、漏えいした場合のリスクは従来よりも大きくなります。自治体には、個人情報保護対策を強化する対応が求められることとなります。従来の個人情報保護施策を点検するとともに、当面以下のような新たな対応が必要となります。

1. マイナンバーを導入する事務の特定

- ⇒ 番号法別表第一の個人番号利用事務、条例による独自利用事務を特定する。これらマイナンバーを扱う事務は、番号法のほか個人情報保護条例による保護の対象となる。
- ⇒ 自団体のマイナンバー導入事務名の管理方法を確立する。

2. 特定個人情報保護評価(PIA)の実施

- ⇒ 番号法により新設された特定個人情報に対する保護措置を実施する。
- ⇒ 特定個人情報保護評価計画管理書、特定個人情報保護評価書を作成する。

3. 個人情報取扱事務(ファイル)の届出の再整備

- ⇒ 届出事項(様式)の見直しを行う。
 - 個人番号の有無、基礎項目評価項目、収集先や利用・提供状況等の記録
- ⇒ 現在の届出事務名と個人番号利用事務名(番号法別表第一に関する主務省令で提示される事務名)との調整を行う。
- ⇒ 最新版への更新を行う。